

訪問看護サービス利用契約書

事業者： 医療法人社団白寿会 宮前平訪問看護ステーション

様（以下「利用者」という。）医療法人社団白寿会宮前平訪問看護ステーション（以下「事業者」という。）は事業者がご利用者に対して行う訪問看護について次の通り契約します。

（契約の目的及び内容）

第1条

1 事業者は、介護保険法等の関係法令、健康保険法、国民健康保険法、後期高齢医療保険制度等及びこの契約書に従い、利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために療養生活を支援し、心身の機能回復を図るために、訪問看護サービスを提供し、利用者は事業所に対しそのサービスの料金を支払います。

2 訪問看護の内容の詳細は、別紙「重要事項説明書」に記載の通りとします。

（契約の有効期間）

第2条

1 この契約の有効期間は、令和____年____月____日から介護認定の有効期間満了日、若しくは第11条に基づく契約の終了までとします。

2 事業者は、有効期間満了の14日前までに利用者に対して、有効期間満了までに契約更新を行うか否かの意思表示を行うよう求めるものとします。

3 利用者が有効期間満了までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとします。

（訪問看護計画の作成、変更）

第3条

1 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状、心身の状況、日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。

2 訪問看護計画は、居宅サービス計画書が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成いたします。

3 事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者及びその家族に対し説明を行い、利用者及びその家族の同意を得るものとします。

4 次のいずれかに該当する場合、事業者は第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。

① 利用者の心身の状況、環境などの変化により、当該訪問看護計画を変更する場合

② 利用者及びその家族などが訪問看護計画の変更を希望する場合

5 事業者は、前項の訪問看護の計画を行う場合、利用者及びその家族に対して書面を交付して説明を行い利用者及びその家族の同意を得るものとします。

（主治医との関係）

第4条

1 事業者は、主治医からの指示書を文書で受け、訪問看護サービスを提供します。

2 事業者は、「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を主治医に提出し、連携を図りま

す。

(訪問看護サービスの内容)

第5条

- 1 利用者が提供を受けることのできる訪問看護サービスの内容は重要事項の記載の通りです。
- 2 事業者は重要事項説明書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明を行います。
- 3 事業者は利用者の居宅に従業者を派遣し、第3条によって作成された訪問看護計画書に基づき、利用者に対して重要事項説明書に定めた訪問看護サービスを提供します。

(サービス提供の記録)

第6条

- 1 事業者は訪問看護サービスの実施ごとに内容を記録します。
- 2 利用者及びその家族は、当該利用者にかかるサービス記録を当該事業所の営業時間内に閲覧できます。
- 3 利用者及びその家族は、当該利用者にかかるサービス記録複写物の交付を受けることができます。ただし複写物にかかる費用については重要事項説明書に定める料金を利用者またはその家族が支払います。
- 4 事業者は、利用者の訪問看護サービスの記録について、この契約終了後5年間保管します。
- 5 介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を行います

(利用料金)

第7条

- 1 利用者は、訪問看護サービスの対価として、ご利用料金表に定める利用単位、利用点数ごとの料金に基づき算定された月毎の合計金額を事業所に支払います。
- 2 事業所は当月利用の明細書を領収書に付して利用者へ発行します。
- 3 利用者は当月利用料金の合計金額を事業者の指定する方法で支払います。
- 4 利用者の居宅においてサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の使用は利用者の負担とします。

(料金の変更)

第8条

- 1 事業者は、利用者に対し事前に通知することにより利用単位、利用点数毎の料金の変更(増減または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づくご利用料金表を作成し、相互に取りかわします。
- 3 利用者は、料金の変更を承知しない場合は、事業者に対し通知することにより契約を解除することができます。

(利用者の解約等)

第9条

- 1 利用者は、事業者に対し1か月の予告期間において2週間前までに通知することでいつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解約することができます。

(事業者の解約)

第10条

1 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに通知することにより、この契約を解約することができます。

2 事業者は、利用者の著しい不信行為（事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為等のハラスメント、職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載した場合など）により健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、この契約を解約することができます。

（契約の終了）

第11条

1 次の事由に該当した場合は、この契約は終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合（介護保険）
- (3) 利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合
- (4) 利用者が死亡した場合
- (5) 利用者がサービス提供地域外に転居された場合
- (6) サービスの利用が3か月以上なかった場合

（訪問看護師等の変更）

第12条

1 利用者への訪問看護サービスは専任の看護師等ではなく、事業所の看護師等が交代で担当し訪問します。

2 利用者は訪問する訪問看護師等の交代を希望する場合は、交代を希望する理由を明らかにし事業者に対し、看護師等の変更を申し出ることができます。

（緊急時等における対応方法）

第13条

事業者は、訪問看護サービスを提供しているときに利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。

（賠償責任）

第14条

事業者は、訪問看護サービスを提供しているときに利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

（秘密保持）

第15条

1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

（相談・苦情への対応方法）

第16条

1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービス等に関する利用者の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

(虐待防止)

第17条

1 事業所は利用者の人権擁護、虐待などの防止のための次の措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (2) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (3) 虐待防止の措置を講じる為の担当者を配置します。

(身分証携行義務)

第18条

1 従業員は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(法令順守)

第19条

1 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第20条

1 利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

2 本契約の定めがない事項については、介護保険法、国民健康保険法、後期高齢医療保険制度等の定めるところに基づき、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(契約外の事項)

第21条

1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法、健康保険法、国民健康保険法、後期高齢者医療保険制度等の関係法令に基づくサービスを対象としたものであるため、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約を行います。

(合意管轄裁判所)

第22条

利用者と事業者は、この契約の履行において、解決が困難な事由が発生した場合に、やむを得ず裁判によって解決を図る場合は、事業者の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意しま

(追加サービスの同意)

第23条

利用者は以下の対象となるサービスについて同意します。

介護保険

| 対象 | 項目 | 同意内容 |
|----|-----------|--|
| | 緊急時訪問看護加算 | 私は貴事業所の24時間対応体制により緊急時の場合などの電話による相談又は訪問看護を利用するため、24時間対応加算を算定することに同意します。 |
| | 特別管理加算 | 私は病気の状態から（ ） の管理、相談が必要なため、特別管理加算ⅠⅡを算定することに同意します。 |
| | 口腔機能連携加算 | 私は歯科医療機関及び介護支援専門員に対し口腔機能評価の結果を情報提供することに同意します。 |

医療保険

| 対象 | 項目 | 同意内容 |
|----|------------|--|
| | 24時間対応体制加算 | 私は貴事業所の24時間対応体制により緊急時の場合などの電話による相談又は訪問看護を利用するため、24時間対応加算を算定することに同意します。 |
| | 特別管理加算 | 私は病気の状態から（ ） の管理、相談が必要なため、特別管理加算ⅠⅡを算定することに同意します。 |
| | 情報提供療養費 | 私は情報提供療養費について説明を受け居住区の市町村などに対し文書での情報提供に同意します。 |

自費利用

| 対象 | 項目 | 同意内容 |
|----|------|--|
| | 自費利用 | 私は 貴事業者が提供する自費サービスについて介護保険または医療保険以外のサービス利用いたします。 |

追加サービスの説明を受け加算項目の算定に同意致します。

看護学生実習受け入れに関する同意書

当ステーションは看護実習生を受け入れております。

つきましては、下記の内容について利用者様の情報を必要最低限とし利用させていただきます。

- 1 身体状況、 環境
- 2 訪問看護計画 実施内容

尚 実習後、利用者様の情報が外部に漏れる事のないよう細心の注意を払います。

看護学生の同行訪問に同意致します。

個人情報使用同意書（訪問看護用）

私（ご利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施される担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

入院が必要になった場合、医療機関へ在宅での経過の提供

事故発生時における関係機関への情報提供や報告が必要な場合

2 使用する事業者の範囲

居宅サービス計画に定められた事業者

主治医・医療機関

3 使用する期間

契約締結から契約終了まで

4 条 件

(1) 個人情報保護法に伴い個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

5 その他

個人情報提供先変更の場合は、通知すること。

個人情報使用の説明を受け個人情報使用に同意致します。

この契約を証するため、本書二通を作成し利用者、事業者が各一通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(家族の代表者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(本人との続柄) _____

※自書の場合 押印不要

(事業者) 所在地 東京都世田谷区等々力4-27-16 石井ビル1F

事業者名 医療法人社団白寿会 _____

理事長 和田 博美 _____ 印

(説明者) 宮前平訪問看護ステーション

サテライト小杉リハセンター

印

改定 令和6年4月1日